

令和3年度第1回千葉市福祉有償運送運営協議会議事録

1 日時 令和3年4月27日（火）14時30分から16時00分まで

2 場所 議会棟 第4委員会室

3 出席者

(1) 福祉有償運送運営協議会委員

加藤委員、山崎委員、松浦委員、佐藤（貴）委員、田口委員、佐藤（政）委員、
佐藤（ひ）委員（会長）

(2) 事務局

高齢福祉課：清田課長、石川主査、村田主事

4 議題

(1) 更新登録申請について

(2) 制度改正に伴う「書面開催」の運用について

5 議事の概要

(1) 更新登録申請について

ア 資料1-2に基づき更新登録申請事業者が説明後、質疑を行った。

イ 更新登録申請事業者の説明、質疑後に申請内容について協議、採決を行った。

(2) 制度改正に伴う「書面開催」の運用について

ア 資料その他1および資料その他2に基づき事務局が説明後、質疑を行った。

イ 事務局の説明、質疑後に説明事項について協議、採決を行った。

6 議事内容

(事務局)

委員の皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第1回千葉市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます事務局の高齢福祉課 村田と申します。よろしくお願いたします。

本日の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症予防として、一部の窓を開放し換気させていただきます。また、関係各課の出席についてですが、出席者数を抑えるため、委員の皆様への説明事項のある交通政策課のみ途中から参加させていただきますので、あら

はじめご了承ください。

本日ご出席の委員数は、総数7人のうち7人で、過半数が出席しているため、本協議会設置条例第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の議題は「更新登録」2法人を予定しており、「申請事業者の協議」については非公開ということにさせていただきますので、委員の皆様には、ご了承くださいたいと存じます。

また、その際、申請事業者は退室していただきますので、よろしくお願いいたします。
それでは始めに、高齢福祉課長の清田よりご挨拶を申し上げます。

(清田課長)

皆様こんにちは、高齢福祉課長の清田と申します。私も市役所では長く勤めており、障害者福祉や介護保険などに携わり、高齢障害部の中では12年目になります。幅広く経験してきましたが、福祉有償運送に関しましては初めてでございますので、何卒よろしくお願いいたします。

昨今、新型コロナウイルスの関係で話がもちきりでございますが、本市においてもまん延防止等重点措置区域に指定され、関係事業者の皆様におかれましては、非常に大変な中でお勤めされているところかと思えます。一方で、高齢者や障害者の支援と観点からは、こうしたコロナ禍において外出を控えるというようになってしまうと、ご本人の心身への影響が懸念されます。感染防止に注意しながら、支障のない可能な範囲で外出や社会活動を断ち切らないような支援が必要となってきます。そうした中で、公共交通機関を利用できない方に対する支援制度である福祉有償運送制度により、必要な方々に支援が行き届くようにしていかなければならないと考えております。皆様からのご意見を伺いながら、さらに福祉有償運送制度が発展するように考えていたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題は、登録の更新法人が2件ございます。感染対策に留意して開催させていただきたいと思っておりますので、皆様の忌憚のないご意見を伺えますと幸いです。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、委員の交代が1名ございますので、ご紹介いたします。令和3年4月1日付
けで、関東運輸局 千葉運輸支局 運輸企画専門官 横川史陽ふみあき 委員に代わりまして、運輸企画専門官 佐藤貴之たかゆき 委員が委嘱されました。佐藤委員、ご挨拶をお願いいたします。

(佐藤(貴)委員)

皆様こんにちは、千葉運輸支局輸送担当から参りました佐藤と申します。前任の横川から

交代となりまして、私がこれからお世話になることとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

佐藤委員ありがとうございました。

それでは、佐藤会長に議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(佐藤会長)

高齢障害部長の佐藤でございます。本日もよろしくお願いいたします。

議題に入ります前に、事務局より報告事項がございますので、事務局をお願いします。

(事務局)

事務局の高齢福祉課 石川と申します。よろしくお願いいたします。

道路運送法の改正がございましたのでご報告させていただきます。お手元にお配りしております、右上に「その他1」と書かれた資料をご覧ください。

令和2年11月27日に道路運送法が改正されたことに伴い、自家用有償旅客運送制度についても改正がなされております。

こちらは令和3年3月31日付で委員の皆様へ送付いたしました「道路運送法の改正に伴う旅客の範囲の変更の承認について（通知）」にてお知らせいたしましたとおり、①旅客の範囲の区分が細分化され、4類型から7類型へと変更されました。また、②運送しようとする旅客の範囲を変更する場合は、千葉県福祉有償運送運営協議会での事前協議、運輸支局への登録申請、登録免許税の納付、の3段階の手続きが必要となりました。

あわせて、各事業者へも法改正に係る通知文書を発送しておりますことをご報告させていただきます。

次に、千葉県福祉有償運送登録要件の改正についてです。右上に「その他2」と書かれた資料をご覧ください。

道路運送法の改正に伴い、「千葉県福祉有償運送登録要件」についても、令和3年4月1日付で一部改正を行いました。

改正部分は2点ございます。1つ目は、「運送の対象」です。こちらは法改正による旅客の区分の細分化に合わせてとともに、「単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者」という要件が①から⑦の区分にかかるものであることがわかるように修正いたしました。

2つ目は、「法令順守」です。道路運送法の条項の明示に誤りがありましたので、「項」から「号」へと正しております。

本件に関しましては、道路運送法の改正に伴う箇所のみ改正であるため、委員の皆様へは事後報告とさせていただきます。

(佐藤会長)

ただいまの事務局からの報告について、委員の方々からご質問はございますか。

(山崎委員)

資料「その他2」の中の、旅客の範囲の区分について、身体障害者手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者などは手帳所持者だということで理解できますが、「その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他障害を有する者」の「その他」とは具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。

(事務局)

はい。こちらにつきましては、手帳の所持はないものの身体障害や知的障害などに該当する方などについても適用するという趣旨でございます。

(山崎委員)

誰がどのように「その他」に該当すると判断するのでしょうか。

(事務局)

こちらにつきましては、医師の診断書などにより障害があるものと認定することとなります。

(山崎委員)

要するにひとことで言えば、障害があれば誰でもよいということになりますか。

(事務局)

実態として、障害に該当する方であれば適用するという趣旨でございます。

(松浦委員)

松浦でございます。資料「その他1」の中の「1 NPO 法人健康友の会なのはな」についての記載の中段に、「申請日において該当する者がいない区分については申請不可」という記載がありますが、1から7の区分に該当する者がいる場合のみ申請できるということでしょうか。

これでは、例えば登録範囲外の利用希望者が出ていた場合、許可が出るまでは運送してはならないということでしょうか。市民に対するサービスという観点からいかなるものでしょうか。運送事業者も現在は利用者がいないが運送の範囲を拡充したいという思いがある場合もあるかと思えますがいかがでしょうか。

(事務局)

法改正に伴う改正ということで、このような運用とさせていただきますが、松浦委員ご指摘のとおり、使いたいときに使えない制度になってしまうという懸念があると我々も感じております。登録事業者の皆様には、制度内容についてあらかじめ周知するとともに、範囲の拡大のニーズがある場合には早めのお手続きをお願いするなど、可能な限り不便さを解消できるよう努めていきたいと思っております。

(佐藤会長)

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次第に沿って協議会を進めたいと思います。本日の議題は「更新登録申請」についてです。

事務局より、事業者へのヒアリング及び協議の流れについて説明をお願いします。

(事務局)

委員の皆様には、事前に資料1-2「事業者申請概要」を郵送させていただき、事業者及び申請内容等についてご覧頂いておりますが、これから事業者に申請内容等について説明をして頂いた後、質疑応答を行います。

事業者へのヒアリング終了後、協議及び承認の可否を諮りたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

また、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報がございますので、協議会終了後に回収させていただきます。以上になります。

(佐藤会長)

それでは、議題(1)「更新登録申請」についてヒアリングを実施します。

申請事業者「社会福祉法人 首都圏 光の村」さん、お願いします。

(社会福祉法人 首都圏 光の村)

資料1-2に沿って説明

(佐藤会長)

ありがとうございます。

それでは、ただ今説明をいただきました内容につきまして、ご質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。

(山崎委員)

本制度は「単独による公共交通機関の利用が困難な方向けの制度」ということになっていますが、施設と都賀駅間の送迎をおこなっているということは、都賀駅までは保護者が送ってくるという認識でよろしいでしょうか。

(事業者)

はい。都賀駅までは基本的には保護者の方が送迎していただいておりますが、なかには近所に住まわれていて徒歩で都賀駅まで来る方もいらっしゃいます。

(山崎委員)

利用料金について1回240円としているようですが、小間子に住んでいる方と佐倉に住んでいる方とで同じ料金ということでしょうか。施設と都賀駅間の送迎だけでなく、通院支援なども行われているのでしょうか。

(事業者)

基本的には、施設と都賀駅間の送迎を1回240円で行っております。小間子など近隣に住んでいる方は保護者による送迎や、保護者と一緒にコミュニティバスなどを利用されています。

通院などを行う場合には、送迎の料金のみではなく、看護師の同行など利用者との契約に基づいた運送体系・料金体系で輸送を行っています。福祉有償運送とは異なるかたちで、他の福祉制度における輸送サービスを提供しているところです。

(山崎委員)

無料ではなく有料なのですか。

(事業者)

それはやはり、無償でということはなかなか難しいため、利用料をいただいております。

(山崎委員)

新型コロナウイルス感染拡大の予防について、マスクをつけることを嫌がる方がいることも想定されますが、複数乗車の場合など感染対策はどのように行われていますか。

(事業者)

基本的に、障害をお持ちの方の場合は、マスクの着用などはなかなか難しいところがあります。もしくは、マスク着用を気にしてマスクを触ってしまい、その手であちこちに触

れてしまうといったこともあり、感染を広げてしまうことも考えられます。職員はもちろん感染対策に取り組んでおりますが、利用者の場合はなかなか難しいというのが現状です。

一方で、健康管理や感染対策という観点では、検温や手洗いうがいの励行など、日々の対策を徹底して行っております。また、コロナ禍以前から利用者の健康管理には非常に気を使っており、毎朝のランニングなどにより健康管理や免疫力の向上などに努めております。

(山崎委員)

今後ぜひお気をつけて対策していただければと思います。

(佐藤会長)

ありがとうございます。ほかに質問などある方はいらっしゃいますか。

(佐藤(貴)委員)

令和3年2月時点で事故件数0件ということで記載されておりますが、4月までの間で事故などございませんでしたでしょうか。

(事業者)

ありません。

(佐藤(貴)委員)

実績の報告について、ご存知かと思えますけれども、運輸支局に5月末までにいただくこととなっておりますので、そちらもどうぞよろしく願いいたします。

(事業者)

承知いたしました。

(佐藤会長)

ほかにご質問等ございませんか。

ないようでしたら、以上でヒアリングを終了したいと思います。

「社会福祉法人 首都圏 光の村」さん、ありがとうございました。

(事業者)

ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

(佐藤会長)

それでは、申請事業者についての協議及び更新の可否に移りたいと思います。

※申請事業者についての協議内容については非公開

(佐藤会長)

「社会福祉法人 首都圏 光の村」の更新について協議が調ったこととします。

続きまして、次に、申請事業者「特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会」よりヒアリングを行います。

申請事業者「特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会」さん、説明をお願いいたします。

(特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会)

資料1-2に沿って説明

(佐藤会長)

ありがとうございました。ただいま説明をいただきました内容について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(山崎委員)

運送の対象者は全部で6人おりますが、平成29年は12人となっていました。コロナ禍によって減少したというわけではなさそうですね。6名の方は安心してご利用されているかと思いますが、この中で認知症の方はいらっしゃいますか。

(事業者)

現在の利用者6名の中には認知症の方はいらっしゃいません。認知症まではいかなくとも、軽度の認知障害の方はいらっしゃいます。

(山崎委員)

わかりました。

外出支援を支援したいと記載がありますが、利用者が6名では若干少ないような印象を受けるのですが。所有車台数は5台あるのですから、もったいないなという思いがあります。

また、利用料金表の記載がわかりにくくなってしまっているのが気になります。運送料金以外に、迎車時や待機料金、時間外料金など、もう少しわかりやすく示されたほうが良いのかなと思いますがいかがでしょうか。

(事業所)

利用者の方にお渡しする利用料金表も作成しており、キロ数に応じて料金変動する旨や、運送以外の対価である迎車時料金や年会費などに記載しており、それをもとにご説明しております。こちらについて、わからないなどのご意見は今のところいただいておりません。

(山崎委員)

わかりました。利用者にわかりやすく示していただいているのであれば結構だと思います。

コロナ禍においては、外出の機会も減っているかと思いますが、利用人数の6名というところに影響はありますか。

(事業者)

コロナ禍において、令和2年5月の1か月間は緊急事態宣言が発出されたことを受け、運送事業を取りやめておりました。その間については依頼がある前に、あらかじめ利用者に連絡しご了解いただきました。それ以外については、令和2年6月より平常通り事業を行っております。

利用人数が少ないことについてでございますが、運転者は5人いるものの、そのうち2人は主に別事業に携わっておりますので、ピンチヒッターとして福祉有償運送事業に携わっていただいております。また、1人は令和3年3月に新たに運転者として登録した方であり、ほかの方々も本職をお持ちなどの理由から、なかなか全ての依頼に応じることは難しくなっています。こうしたこともあり、福祉有償運送事業の大々的なPRは行っておりません。

(山崎委員)

なるほど、わかりました。先ほどの説明にもありましたとおり、顔なじみの運転手さんに送迎していただけるのは非常に安心感のあるサービスになっていると思います。まだまだコロナウイルスなどの心配がありますが、ワクチン接種も始まっていますし、ぜひ気を付けてこれからも取り組んでいただければと思います。

(佐藤会長)

ありがとうございます。その他、何かご質問などある方はいらっしゃいますか。

(佐藤(貴)委員)

千葉運輸支局の佐藤でございます。事故の件数について、0件と記載されておりますけれども、4月までの実績はいかがでしょうか。

(事業者)

0件で変わりありません。

(佐藤(貴)委員)

実績の報告について、運輸支局に5月末までにいただくこととなっておりますので、こちらもどうぞよろしく願いいたします。

(佐藤会長)

ほかにご質問等ございませんか。

ないようでしたら、以上でヒアリングを終了したいと思います。

「特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会」さん、ありがとうございました。

(事業者)

ありがとうございました。

(佐藤会長)

それでは、申請事業者についての協議及び更新の可否に移りたいと思います。

※申請事業者についての協議内容については非公開

(佐藤会長)

「特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会」の更新について協議が調ったこととします。

今回は2件の登録更新協議を行う予定でございましたので、以上で協議を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

協議結果につきましては事務局より事業者に対して必要な事務手続きをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、議題(2)「制度改正に伴う書面開催の運用について」、事務局よりお願いします。

(事務局)

事務局よりご説明させていただきます。右上に「その他1」と書かれた資料をご覧ください。

道路運送法の改正に伴う自家用有償旅客運送制度の改正については会議冒頭でご説明させていただきました通りですが、運送しようとする旅客の範囲を変更する場合は、千葉県福祉有償運送運営協議会での事前協議が必要となりました。

通常、本協議会は事業者の更新登録期限にあわせて、年2～3回開催しておりますが、それに加え、今後は各事業者の運送しようとする旅客の範囲変更の都度協議が必要となります。

そこで、事業者より運送しようとする旅客の範囲変更について協議依頼があった場合は、書面にて協議・決議することとし、事務局が必要書類・委員の方々からの意見の取りまとめを担うこととさせていただきたいと思います。

なお、事業者の更新登録や新規登録に伴う協議については、現行通りご参集いただき審議をお願いいたします。

(佐藤会長)

ただいまの事務局からの説明について、委員の方々からご意見などございますか。

(佐藤会長)

とくにご質問やご意見等ないようですので、旅客の範囲変更を書面による協議・決議とすることについて、お諮りしたいと思います。ご異議なしということによろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(佐藤会長)

それでは、事務局においては書面による協議について、都度必要な手続きを進めるようお願いいたします。

最後に、次第3「その他」について、委員の方々からご説明事項など何かございますか。

(田口委員)

お疲れさまでございます。私は今回2回目の出席でして、まだ右も左もわからない状況でお話を伺っているのですけれども、今回更新が議題となっておりますが、更新のスパンというものはどのくらいのものなのでしょうか。

(佐藤(貴)委員)

登録期限の定めがございまして、有効期限は3年間でございます。よって3年毎に登録更新を行っていただくこととなっております。

(田口委員)

ありがとうございます。

(佐藤会長)

ほかに何かございますでしょうか。佐藤委員お願いいたします。

(佐藤(貴)委員)

福祉有償運送運営協議会の趣旨とはずれてくることは承知の上でご説明させていただくのですが、今現在、コロナ禍においてバス・タクシーなどの運送需要が大幅に下がってきており、経営環境が悪化してきている事業者さんが多々いらっしゃいます。

地域の公共交通機関を支えていくといった趣旨からも、感染対策をとったうえでバス・タクシーなどの公共交通機関をご利用いただくようお願いしたいと思います。

また、ワクチン接種に関して公共交通機関の利用をご検討いただけないかということで、会議後に事務局へご説明させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(佐藤会長)

佐藤委員ありがとうございました。その他、委員の方々から何かございますか。無ければ、事務局お願いいたします。

(事務局)

令和2年度の福祉有償運送実施状況について説明させていただきます。

福祉有償運送事業実施団体については、毎年5月31日までに自家用有償旅客運送輸送実績報告書を千葉運輸支局に提出することとなっており、同様に当運営協議会事務局への報告も行うよう、各団体へ依頼しております。ついては、令和2年度の福祉有償運送実施状況については、次回開催の運営協議会にてご報告させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

(佐藤会長)

ありがとうございます。引き続き、事務局より説明事項がございますので、事務局お願いします。

(事務局)

はい。次に、交通政策課より、「(仮称)千葉市地域公共交通計画の策定について」ご説明させていただきます。

(交通政策課 勝地主査)

千葉市交通政策課の勝地でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(交通政策課 大越主任技師)

同じく交通政策課の大越と申します。よろしくお願いたします。

(交通政策課 勝地主査)

お手元にお配りしております「地域公共交通計画等について」と書かれた資料をご覧ください。先ほど佐藤委員からもお話がありましたように、交通政策課ではバスやタクシーといった公共交通機関の今後の持続可能性を踏まえ、さらに地域の望ましい交通サービスとは何かといったことに関して、マスタープランの策定を進めております。

また、地域によっては公共交通不便地域があるといった中で、モデル的な取り組みを行っておりますので、そういったことに関しまして、我々交通政策課がどのような取り組みを行っているのかについて、お時間をいただきましてお話させていただければと思っております。

それでは、詳しい説明については大越よりお話させていただきますのでよろしくお願いたします。

(交通政策課 大越主任技師)

はい。改めまして大越と申します。お時間をいただきまして、資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、1枚めくっていただき2ページ目をご覧ください。冒頭でもお話いたしました通り、地域公共交通計画について交通政策課で策定を進めているところでございますが、まず初めに地域の移動手段をめぐる現状ということで、こちらは国土交通省の資料を抜粋したものでございます。高齢者の免許の返納が増える一方で、移動手段の受け皿の確保が重要となっているにもかかわらず、人口減少や運転手不足の深刻化ということで、公共交通の維持が容易ではなくなっていることを示しております。あわせて、運輸支局の佐藤委員よりお話がありまして、コロナ禍においてさらに公共交通の維持が難しくなっているといった状況でございます。

続きまして3ページ目、先ほどの状況を受けて、我々千葉市といたしましては千葉市地域公共交通計画の策定に向け作業を進めております。この計画につきましましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定計画として位置付けるものでございます。内容については計画作成の努力義務化、地域の多様な輸送資源の位置づけ、定量的な目標の設定および毎年度の評価といったことを定めるものでございます。地域の多様な輸送資源ということで、写真にもありますとおり、電車やバス、タクシーといった公共交通機関のほか、プラスして自家用有償旅客運送やスクールバスなど様々な手段を検討しなさい、といったことが書かれております。

続いて4ページ目、参考として他市の事例を掲載しております。まず左側、静岡市さんの計画ですが、計画に位置付ける実施事業、施策のひとつに「小さな交通の導入検討」を設定しています。その中の移動手段のひとつとして、福祉有償運送が位置付けられて

います。続いて右側、愛知県清須市さんの計画では、計画に位置付ける目標として、「障害者や要介護者を対象とした移動手段の確保」を掲げております。その達成指標として「福祉有償運送制度の継続実施」を設定しており、我々も福祉有償運送について何かリンクさせる形で検討が必要だと考えております。

では実際に、千葉市ではどこまで進んでいるのかということでございますが、5ページ目に移ります。この計画を進めるうえで、「千葉市地域公共交通活性化協議会」という協議会を設置しまして、皆様に議論をしていただきながら策定を進めております。第1回目が令和元年度10月に実施いたしまして、現在までで計4回実施しております。委員の方は全員で24名おまして、法律で定められた関係者にご参加いただき議論を進めているところでございます。

続きまして6ページ目、千葉市の公共交通の利用圏と人口分布でございます。千葉市内は比較的広域に公共交通がカバーできているということがわかるデータとなっております。右側に掲載している公共交通利用圏域別人口割合について、千葉市全体でみると、90%以上の方が駅またはバス停から比較的近いところに住んでいることがわかります。一方、4%の方が圏域外ということで、駅やバス停から遠いところに住んでいらっしゃるような状況でございます。

続きまして7ページ目、計画を策定するうえで現状や問題点をまとめたものでございます。千葉市は広域でございまして、公共交通の状況も地域によって異なってくるため、千葉市全体・都心部・郊外部のそれぞれの現状と問題を整理したという状態でございます。

続いて8ページ目、この計画に掲げております基本理念・基本方針を記載しております。様々なエッセンスを加味して基本理念を設定しており、上位計画との整合、法定計画となるため法律や法律に基づく基本方針の内容、現状や課題、公共交通の取組の意義・重要性・必要性を加味しながら、「利用者目線の乗りたくなる公共交通環境づくり」を基本理念として進めていきたいと考えております。

続きまして9ページ目、基本方針の内容でございます。千葉市全体・都心部・郊外部の全部で3つに分かれております。それぞれ方向性を検討し、実際にどのような取り組みが必要となるかについて右側に記載しております。

これに対して、10ページ目に3つの基本方針を記載しています。右側については現在検討中ですが、基本方針を達成するためにどういった施策・取組が必要かということについて掲げています。例えば、基本方針1の施策例をご覧ください。現在は案の状態ではございますが、冒頭でもご説明いたしました通り、公共交通以外の交通も踏まえた計画にしていくため、福祉有償運送や高齢者外出支援といった観点からも位置付けていければと検討しております。

続いて11ページ目、実際にどういった地域で施策を施していくかについてです。地域によって公共交通の充実度も異なりますので、それぞれの方向性や現状についてあら

ためて整理する必要があるという観点から、市内を4つのエリアに分けた図を示しております。白黒で印刷されており分かりにくく恐縮ですが、公共交通の距離の利用しやすさと時間の利用しやすさの2つの条件から、市内を4つのエリアに設定いたしました。区分Aが市内でもサービス水準が最も高いエリア、続いてB、Cと水準が下がっていく位置づけとなっています。区分Dについては、公共交通不便地域ということで、駅とバスのどちらにも距離が離れており、30分以上の待ち時間があるといったサービス水準の低い地域が区分Dに該当します。

もちろん区分Dの地域においても住民の方がいらっしゃいますので、こういった施策を進めていくかについて、12ページ目より示しております。まず、先ほど申し上げました区分Dの地域ですが、ご覧のとおり緑区や若葉区の一部が該当しております。区分Dと言いましてもかなり広域にわたっておりますので、すべてのエリアで施策を施すよりも、島ごとにエリア分けを行い、モデル地区を設定し、検討結果等を横展開していければと考えております。ついでに、図のNO. 10の高津戸町をモデル地区として何か検討していきたいといった現状でございます。なお、モデル地区については、人口や高齢者の割合、駅やバス停からの距離などを加味して選定しております。

最後に13ページ目、NO. 10の高津戸町についてデータを掲載しております。比較的高齢者が多く、エリア内に人口も固まって居住していることからモデル地区に設定し、今後の施策を検討していきたいといったところでございます。また、地域の実態を把握するため、ワークショップなどを行います。コロナの状況もありますので、そうしたことも見据えながら、地域のみなさんとお話をしながら地域の移動実態について考えていければと思っております。

つきましては、最終的な成果としては、様々な移動手段を検討していくということで、福祉有償運送もその手段のひとつとして検討していければと思っております。

最後に、今後のスケジュールですが、今年の秋頃を目途に計画を公表できればということで進めております。今後施策を設定するうえでは、モデル地域を始め地域の現状や課題を踏まえながら、公共交通機関以外の手段も含めて検討していきたいと思っております。

また、福祉有償運送に関して、本計画にどのように位置づけていくか、事務局の高齢福祉課さんにもご協力をいただきながら、検討していけたらと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

(事務局)

ただいまの説明について、委員の方々から何かございますか。

(山崎委員)

山崎でございます。私は千葉市よりも、どちらかというと四街道の近くに住んでおり

ます。可能であれば、千葉市だけでなく近隣の市町村とも協力を図っていただくことを考えていただければと思います。

また、福祉有償運送の対象は単独で公共交通機関の利用が困難な方ですので注意が必要かと思えます。あわせて、令和元年度に高齢福祉課で実施している高齢者の移動ニーズ調査についても結果を踏まえていただけるといいのではと思っております。

(交通政策課 大越主任技師)

ありがとうございます。まず1点目、近隣市の広域連携についてはまさにおっしゃる通りでございます。バス路線など、千葉市で完結しているわけではなく、隣接市をまたいでいるものもございますので、状況に応じて広域に検討を進めていければと思っております。また、協議会についても千葉県の交通計画課さんにも入っていただき、広域な視点からの意見も踏まえつつ進めていければと考えております。

2点目の対象者についてですが、公共交通機関の利用が困難な方など、さまざまな方がいらっしゃることを踏まえた検討が必要かと思っております。

交通政策課の取組では、あくまでも、ターゲットを絞るわけではなく、どなたにも使っていただくということがメインになります。一方で、公共交通の維持が困難という状況の中、あらゆる移動手段を加味して、さまざまな手段を選べるような形で進めていけたらと思っております。ご意見ありがとうございました。

(事務局)

その他、委員の方々から何かございますか。無ければ、次第3「その他」については以上でございます。

また、冒頭でも申し上げましたが、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報がございますので、回収させていただきます。

最後に、次回の協議会は、令和4年1月初旬および令和4年2月下旬に登録期限を迎える法人が1法人ずつございますので、令和3年11月中の開催を予定しております。よろしく願いいたします。

以上になります。

(佐藤会長)

本日、予定していた議題は、すべて終了いたしましたので、以上をもちまして、協議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。